

## <資料 1>

平成30年8月27日  
定例記者会見資料

### 新たに「武蔵野市旅館業者の責務等に関する条例」を9月議会に上程

これまで簡易宿所などが市内に建築等される際、許可権限が保健所であるため、市では開業情報などをつかむことが困難となっていました。また、周辺住民の方が不安を抱えている場合や、詳細を知りたいという要望がある場合でも、市には情報もなく権限もないため事業者に接したり、指導したりすることができず、地域の実情に配慮した運営を求めることができませんでした。本条例の施行により、開業情報の把握や事前協議、標識の掲出などおよび説明会の開催等を求めることや事業者に対する指導および勧告ができ、住民の懸念や不安を解消することにつながります。

また、保健所を持たない本市において簡易宿所などの開設にあたり、地域や周辺住民に配慮した良好な住環境を事業者に確保させる本条例は、東京都旅館業法施行条例を補完し、本市独自の取り組みとして進めていきます。

#### (主な改正点)

(1) 旅館業に該当する簡易宿所営業などについて、旅館業者に以下の努力義務の新設および規定の改正をします。

- ①市長との協議 : 新築、増築、改築及び移転、修繕及び模様替並びに用途の変更（建築物の用途を変更して旅館業の施設の用途に供する建築物にするもの）、および営業に関する事項について、事前の協議を必要とする。
- ②標識の掲出等 : 対象施設の周辺の住民等に対し、計画の周知を図るため、公衆の見やすい場所に標識の掲出等をする。
- ③説明会の開催等 : 建築等又は営業にあたり、周辺の住民等との紛争が生じないよう住民等に対し、説明会の開催等を行う。
- ④指導及び勧告 : 条例の規定を遵守しないとき、市長は遵守するよう必要な指導及び勧告をすることができる。

(2) 事業者が市が関与できる仕組みをつくることで、住民と事業者との双方にメリットがあるものにします。

(3) 施行期日は、平成31年4月1日から施行します。

<参考> 旅館業法第2条第3項の定義において、

「簡易宿所営業」とは、宿泊する場所を多数人で共有する構造および設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、下宿営業以外のものをいいます。